

組合加入規約

本規約は、中小企業等協同組合法（以下「組合法」という。）の定めのほか、第1条の規定条件をもって、第5条1項の規定に基づき、アイボウ協同組合（以下「本組合」という。）の組合員として必要な事項を定める。

第1条（組合加入申込み）

- 1 本組合への加入申込みは、組合員になるようとするもの（以下「加入希望者」という。）が「組合加入申込書」の提出をすることによって行う。
- 2 組合加入にあたり、加入希望者が引き受けた出資金を、組合所定の方法で払い込むこととする。
- 3 組合員は組合法ならびに、本組合で定められた定款および各種規約（以下、「規約等」という。）に忠実に従うことを約する。

第2条（組合員としての資格）

- 1 本組合は、所定の書類が揃った組合加入申込書受理後速やかに、理事会を開催して組合加入の可否を決し、加入希望者に対し、その結果を書面又はEメール等電磁的方法（以下「書面等」という。）にて知らせる。
- 2 前項の理事会において承認決議を得、かつ、前条第2項の金員を全て払い込んだことを条件に、組合員となる。ただし、組合員になるために定款変更を必要とする場合にはこの限りでなく、事業を所管する行政庁から定款変更の認可を得ることを条件に組合員となる。

第3条（組合員の義務）

1. 組合員は、本組合の目的を理解し、これを達成するために誠実に協力しなければならない。
2. 組合員は、規約等および総会または理事会の決議を遵守しなければならない。
3. 組合員は、正当な理由なくして、組合の活動を妨げる行為をしてはならない。
4. 組合員は、事業利用料、賦課金その他の負担金を定められた期日までに納入しなければならない。
5. 組合員は、自己の氏名、住所、勤務先、その他組合運営上必要な事項に変更が生じた場合は、速やかに組合に届け出なければならない。
6. 組合員は、他の組合員の権利を尊重し、相互に協力し合うよう努めなければならない。

第4条（払込手続）

第1条第2項の払込金の支払方法、期限等は、理事会で決定し、加入希望者は、当該理事会の決定に従う。

第5条（事業利用）

- 1 組合員が、本組合の事業を利用しようとするときには、組合所定の申込書及び必要書類を本組合に差し入れ、本組合が事業利用の承諾をするものとする。申込書の記載事項及び必要書類の内容は理事会で定める。
- 2 本組合は、理事会の決定により、組合員が本組合の特定の事業を利用するにあたり、当該事業と異なる一以上の事業を併せて利用しなければならないこと及びその他の条件を付すことができる。

第6条（秘密保持）

- 1 本組合は、組合員であることにより知り得た双方に関する相手方の営業上、技術上の秘密情報を、第三者に漏洩又は開示し、本組合の履行以外の目的で使用又は第三者に使用させてはならないものとし、本義務に違反したことにより相手方が損害を蒙ったときは、その損害（弁護士費用も含む）を賠償するものとする。
- 2 前項の規定は組合員の解除、脱退後も有効とする。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。
 - (1) 相手方から事前に書面による承諾を得た場合
 - (2) 知得前に、第三者から秘密保持義務を負わずして知得していた場合
 - (3) 相手方から知得後に、開示を受けた者の責めに帰すことができない事由によって公知となった場合
 - (4) 知得時に既に公知となっている場合

第7条（反社会的勢力の排除）

- 1 本組合は、自ら（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 前項の確約に反する事実が判明したとき、何らの催告もせずして、組合員を解除することができる。
- 3 前項の規定により、解除した場合には、解除した当事者はこれによる相手方の損害を賠償する責めを負わない。
- 4 第2項の規定により、解除した場合であっても、解除した当事者から相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第8条（加入契約の解除）

- 1 本組合は、組合員に本規約又はその他の規約違反の事実があった場合、当該違反の是正を催告し、当該違反が催告後10日以内に是正されない場合、組合員を解除することができる。
- 2 本組合は、組合員が次の各号の一に該当する場合には、何らの催告を要せず、直ちに組合員を解除できる。
 - (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、清算開始、特別清算開始、または会社更生手続開始等の倒産手続きの申立てがなされた場合
 - (2) 合併、事業譲渡、株式交換、株式移転、会社分割、株式取得その他相手方の組織または資本構成に重大な変更をもたらす取引が行われ、その結果、相手方が自己の競争者に支配され、または自己の競争者が相手方の筆頭株主となった場合
 - (3) 賦課金及び利用料、会費等の支払い義務を怠った場合
- 3 前二項に基づく組合員の解除は、損害賠償の請求を妨げない。

第9条（任意の脱退）

- 1 組合員が、本組合を脱退する場合は以下である。
 - (1) 本組合が組合員の脱退を書面により合意した場合
 - (2) 組合員が解散、廃業又は破産となった場合
- 2 任意脱退は、組合法第18条の規定に基づき事業年度の末日をもって脱退が認められるため、組合員は、事業年度の末日まで組合員たる権利（事業を利用すること。）と義務（賦課金及び利用料、会費等の支払い。）を遂行しなければならない。

第10条（管轄裁判所）

本規約に基づき又はこれに関連して生じる一切の権利及び義務に関する紛争は、当組合の主たる事務所所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（補則）

本規約に定めのない事項又は特に処理を要する事項については、理事長が理事会に諮りこれを定める。

附則

この規約は、令和7年1月27日改定。

以上